平成２８年（フ）第４６号
岡山県津山市鉄砲町120番地１
債務者　永幡　明子
１　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第７０号
岡山県津山市福井279番地３　セレーネハイム第13　206、前住所岡山県津山市川崎1744番地１
債務者　植木　綾子
１　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５６０号
広島市西区三篠町３丁目12番25―１―601号
債務者　團　　生幸
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１４号
広島県廿日市市佐方２丁目３番42号
債務者　木**吉**　良治
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４号
愛媛県松山市和泉北４丁目10番14号　シャルル和泉１　705号
債務者　伊勢　　郷
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５３号
福岡市中央区長浜２丁目３番31―602号
債務者　清本　絵美
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８４号
福岡県春日市天神山１丁目151番地
債務者　三上　満子
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１４号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目６番27―306号
債務者　吉村　美樹
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２９号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目６番１―303号　ビラージュ原町
債務者　藤井　　修
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６１号
福岡市西区小戸４丁目28番４―608号
債務者　千葉　克己
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７７号
福岡市南区柳瀬１丁目８番23―201号
債務者　浦川くるみ
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９２号
福岡市博多区光丘町２丁目２番39号
債務者　藤山　和夫
１　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２２号
福岡県春日市春日原北町１丁目13番地３　世利ビル304号
債務者　佐藤　真弓
１　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６１号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目２番６―２号　グランメゾン今光弐号館103号
債務者　前田正太郎
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６６号
福岡市南区老司３丁目43番４―404号
債務者　森山多美香（旧姓那須）
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目２番39号（草水アパートＢ202号）
債務者　的野　宏昭
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市西伊敷５丁目25番２号
債務者　楠生　洋子
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
茨城県牛久市刈谷町５丁目84番地１（グリーンハイツ牛久）
債務者　井口　恵子
１　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係